

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年2月1日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき「向ヶ丘遊園跡地利用計画」に係る条例環境影響評価方法書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	小田急電鉄株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号 取締役社長 大須賀 頼彦
	指定開発行為の名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 住宅団地の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区长尾二丁目8-1 他 （区域面積：約127,000㎡）
	指定開発行為の目的	集合住宅、高齢者対応集合住宅、文化・レクリエーション施設、生活支援施設・集合住宅及び飲食等施設等の新設
	指定開発行為の内容	計画戸数:850戸、計画人口:2,775人、 建築面積:約30,300㎡、延べ面積:約122,550㎡、 建物高さ:約15m（集合住宅等）:約12m（飲食等施設等） :約20m（生活支援施設・集合住宅）
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成21年10月 完了予定：平成25年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成19年2月1日（木）から 平成19年3月19日（月）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成19年3月19日（月）まで （郵送の場合は、平成19年3月19日消印有効） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm